

午後1時30分開会

○たかざわ委員長 こんにちは。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。座って進行させていただきます。

欠席届が出ております。小田スポーツ推進担当課長が通院のため欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしています。報告事項は、子ども部が7件、地域振興部が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。（1）「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 ぴったりサービスを用いたオンライン申請の受付開始につきまして、私のほうからご説明、ご報告させていただきます。

概要でございます。区民の利便性の向上を図るため、教育・保育給付認定申請および保育園等の入園・転園のお申し込みにつきまして、ぴったりサービス——いわゆるこちらマイナポータル機能の一部でございます。こちらを用いたオンライン申請の受付を開始するものでございます。

2番として、導入による区民へのメリットでございます。一つ目は区役所に来庁することなくいつでも手続きが可能になること。二つ目として、手書きで書類を作成する手間を省くことができること。三つ目として、入力フォームに沿って入力するだけで、必要な情報を漏れなく申請することができるというようなメリットがございます。

申請が利用可能となる手続きでございます。二つございます。一つ目が教育・保育の給付認定の申請でございます。こちらは保育園や幼稚園等を利用する場合に必要な1号・2号・3号の3区分に分類される保育の必要性と、保育標準時間と保育短時間の2区分に分類される保育の必要量、こちらの認定の申請でございます。もう一つ目が入園と転園のお申し込みでございます。可能となるものが、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、区立子ども園の長時間保育、区立幼稚園の長時間保育、幼保一体施設内の保育園の入園及び転園のお申し込み手続きでございます。

開始時期でございますが、令和4年8月15日から、接続すれば利用が申請可能となるということになってございますが、こちら、国のほうに申請する手続きがございまして、そちらが思ったよりも早く許可が下りまして、事後報告となってしまっただけでございますが、現在既に申込みできる状況でございます。

今後の周知方法でございます。広報千代田の9月5日号と千代田区の総合ホームページ、8月下旬に掲載いたしました。こちらで周知をするということでございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 これ、保護者のほうからもオンラインで手続きできるようになればという要望は出ていて、それに沿うものになるかな、なっているのかなと。ただ、この、マイナンバーカードがないと駄目なのかどうか、そこだけまず確認したいんです。

○湯浅子ども支援課長 こちら、マイナンバーカードがなくても、マイナンバーのほうがあればお申し込みの手続きができるようになってございます。

○牛尾副委員長 あともう一つ、これまでは郵送なり窓口へ直接来て申込みされると。その際に、例えば保育園について様々な、面談で相談もできたと思うんですけども、こういうふうなオンラインで申請をして、どういう保育園なのかというのなかなかパンフレットだけで把握できない面もあると思うんですけども、何とかな、そこで、オンラインで申し込んだけど、何か合わなかったとか、そういったこの相談をしたいといった場合、もちろん窓口へ行けばいいんですけども、その辺の対応というのかな、そこはどうなのかなと思うんですけど。

○湯浅子ども支援課長 確かに直接話すことが一番相互に理解が進みやすいとは思ってございます。オンライン申請とともに、ホームページのほうにも保育園の情報等々を載せてございますが、必要に応じてお電話などを頂ければ、併用してその申請手続と併せてご相談なども可能になるのかなというように思っています。

○牛尾副委員長 ぜひそこは丁寧に対応もやっていただければと思います。

あとこのオンラインで申請するという事は、当然情報が外に漏れないようにというふうな、その辺のセキュリティーかな、そういう面もあると思うんですけど、そこはしっかりされているんですか。

○湯浅子ども支援課長 基本的に国のぴったりサービスというところに入って申請手続をするという形になりますので、セキュリティー的に現在ではそういったところを通すような形で依存してございますけれども、今後につきましても、できればほかのサービスにつきましても、区独自ポータルを用いたサービスの拡充というのを考えておきまして、そちらにつきましても、千代田区の個人情報保護はかなり制度的に厳しいものとなってございます。こちらをクリアすることになれば、一定のセキュリティーというのは確保できているのかなというように考えてございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小野委員 もう待望のというか、これで本当に、保育園に預ける保護者というのは忙しいので、助かる方は多いんじゃないかなと思います。今回、周知方法が2点ここに掲載されています。見逃してしまった方は、多分知らないまま時が過ぎてしまうような感じも受けてしまうんですけども、何かプラスアルファのフォロー策というのは今後検討される予定でしょうか。

○湯浅子ども支援課長 これから保育園、子ども園等の入園案内のほうを印刷させていただきますので、そういったところでも併せてこちらの周知を図っていきたいと考えてございます。

○小野委員 ありがとうございます。そうすると、皆さんしっかりと情報が届くかなと思います。

今回、ぴったりサービスを使うということで、過去にもほかの委員からいろんな質問があったと思うんですけども、年次に応じて必要なプッシュ型の情報を届けるということにつながっていくと便利かなというふうに考えていらっしゃるかどうかというところ、そこをお聞かせいただけますか。

○湯浅子ども支援課長 先ほど少しお話しさせていただきましたが、今後、区の独自ポー

タルと接続して拡充を図っていきたいと考えてございまして、まさしく区の独自ポータル自体、プッシュ型でご案内をするというような機能を独自のやっけていくということもございまして、そういったところから可能になるというように考えてございます。

○小野委員 はい。分かりました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございましてか。

○林委員 DX自体、ずっと千代田区で区長が替わられてからお進めになられているんですけども、今回メリットだけなんですけど、何かデメリットというのは、これは導入することによってあるんですか。職員の方の立場とか、様々もろもろ含めて。利用者も含めて。

○湯浅子ども支援課長 ある程度パソコン、こういったSNSの環境がないとできない。お持ちじゃない方は、ある一定のデメリットになるのかなというところはございます。

それから、職員につきましては、基本的にデメリット的なところは、今現在、申請自体はオンラインで頂けるんですけども、またそれを印刷して打ち込む作業というのがございまして、実はこの辺、ペーパーレスと省力化が図れていません。こういったところは一つのデメリットかなというところでございます。

○林委員 分かりました。今の、保育園に入園させる世代というのは、端末を持っていない方はいないぐらいなんで、入り口は、利用者にとってはいいけれども、職員の方は一々印刷するから、ファクスが届いた状態。これが入力をもう一回しなくちゃいけないと。うーん、ここについてはどういうふうに今後やっけていこうかというふうに考えられているんですかね。

○湯浅子ども支援課長 区の独自ポータルができた暁には、そういった情報もできれば自動で流すような形にできないかというところで、今並行して検討しております。

○林委員 そうすると、区の独自のもの、このぴったりサービスと、二つのラインを併用して使う。そんな形になるんですか。

○湯浅子ども支援課長 使える機能といたしましては、併用というよりも、ぴったりサービスを通して今現在申請手続をやっているんですけど、そういったところでは、併用というよりは両方使うというような形で、そうですね、システム的には、それが併用という形になるのかもしれませんが、一つのシステムに依存するということではございません。

○林委員 そうすると、利用する人はぴったりサービスで一つ申請をかけると。区の独自のほうでも申請をかける。二重でやる。こういった面が出てくるということの理解でよろしいんですかね。

○湯浅子ども支援課長 両方のほうから手続できるということでございます。

○林委員 そうすると、次が、デメリットのところをおっしゃられていないんですけども、コストというのはどうなるのか。システム構築費と維持するのと、職員の手入力も含めて、時間的なコストパフォーマンス、この辺はどういうふうにトータルで考えられているのかなと。いや、いいんですよ。格好つけて、DXをやりますというのは時流に合っているのかもしれない。中身すかすかで。だけど、実態が伴っていないと、二重申請をかけた、職員の方も二重申請しているかどうかをチェックしなくちゃいけないとか、そうい

うのをやらなくちゃいけないでしょ。大変でしょ。

別にマイナンバーカード云々というよりも、これは制度で、国制度であるんだから、区のほうでは、より区民の方がいいようにと、かつ職員の方たちが仕事のしやすい環境をやってもらわないと、入園のときだけよくても、保育サービスがひどいところだったら意味ないわけなんです。いい保育所になってもらいたいし、特に区立園にはいい保育士の先生といい保育環境になってもらいたいんで、そこがマンパワーを集中できるようなことになっているんだしたら、これはすばらしいですねという形になるんですけども、そうでないんだしたら、本当にお題目で、モダンな区ですよと、DXですよといったところで、全然職員の人が大変なだけで、喜ぶのは宣伝する人だけみたいな状態はやめていただきたいんで、どういうふうに庁内で考えられているのかというのが一つ。

もう一つがこの拡張性で、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、区立等々であるんだけど、民間の無認可の保育所、あるいはこの子たちが小学校へ上がったときに行く学童保育、こういうところまで拡張してやっていけるのかどうかということも含めてお答えください。

○湯浅子ども支援課長 まずコストのところでございますけれども、ぴったりサービスを用いた今回のオンライン申請の受付開始でございますけれども、自治体のほうで、国のほうからやるようにと定めた31項目の中のそのうちの3項目、義務化されている3項目のところを今回実施したというところでございます。こちらにつきましては補助制度もございますので、基本的にコストは国からのこのこういった補助金ですとか、そういったところで賄えるのかなと思ってございます。ですので、今後、区の独自サービスのほう、独自ポータルのほうでやっていく中では、コスト的には二重でかかるようなところはないかなと認識してございます。ただ、そちらのほうの全体でどういうふうに拡充していくかというのは、子ども支援課だけではなく全庁的なところなので、こういったところまでというのは、申し訳ございません、今お答えすることができません。

それから、その先の無認可ですとか学童ですとかそういったところにつなげていくというところですけど、現状、まだ全体の中でもスモールスタートをしているというような状況でございます。将来的にはそういったことが望ましいとは思いますが、ただ、相手方のこともございますので、今後その辺を含めてしっかりと検討していきたいと考えてございます。

○林委員 まあ、あんまりここ、一つが、違和感があるのが国の補助だからと、これは税金だから、千代田区は金があるけど、国は全くお金がないんで、デジタル庁が区内に、千代田区内にあるんで、ありがたいことではありますけれども、あんまりそういうコスト意識というのは持たないほうがよろしいのかなと。

もう一つがスモールスタート、確かにいいことなんです。国のほうもスモールスタートで分野を限定してデジタル庁がやってきたわけなんです。で、結局このシステムを導入するときに、トータルどうなるんだろうというのを、全体像を考えてからやらないと、個別的につまみ食い状態に入れていくというのは、あんまりすてきなことではない。いや、これでいいんですよ。認可保育所中心にやっていこうと。認証はもう時代のニーズに合ったんで、東京都に任せて千代田区は独自に払わないと、区税を払わないという決断をするとか、無認可にはもうお金を渡さないようにすると、そういう判断をしていくところのい

いツールのきっかけになるというんだったら別ですけれども、そうでないんだとしたら、トータルで、学童も含めてよくよく考えて、独自でシステムを開発するというのは幾らお金がかかるか分からないんで、それだったら国基準のまま、だけ、本当にスモールスタートでやっていったほうが、ファクスみたいな処理で職員の方は大変なんでしょうけど、システム構築よりは楽なんじゃないのかなと。行く行くの問題で。

担当が替わっちゃえばいいやという問題じゃなくて、あのときシステムのつまみ食いをしたせいで、こんなに大きなコストがかかってしまったということにならないように、慎重にも慎重に考えたほうが、幾らお金のある千代田区でも、あんまりすてきなことじゃないと思いますので、システムにお金をかけ過ぎるのは。その辺は誰がどんな形で判断するのかな。できる人がいるのかなというのが、IT課長ならIT課長で結構ですし、何かコンサルがいるんだったらコンサルで、こういう形になっているというのを、ちょっとお話ししていただけますか。そうしないと、するっと行っちゃって、後で気づいたらすごい金額のお金がかかっていると。で、システム統合するのにまた金がかかるという状態にならないようにしてもらいたいんで、IT担当、DX担当出身の管理職の方もおられるんで、その辺は分かりやすく区民の方に説明しながら、これをスモールスタートにさせていただきたいんで。何かいい解説があればお願いいたします。

○亀割子ども部長 ただいまの林委員のご指摘なんですけど、この、まず区の向いている方向性として、昨年度、DX戦略というのを千代田区として策定しました。その中に、まずマイナンバーの活用、普及というのがあります。これは国が進めているところに、区市町村の我々としても普及をして利便性を向上していこうということで、国が示す自治体DX戦略、この中にマイナポータル、いわゆるマイナンバーカードを使った手順の、国のつくっているサイトですね。ぴったりサービス。これに定められた手順は、今年度中に基本的には導入をすることという大きな方針があります。全国の自治体、23区の中で半分ぐらいしか導入はされていないんですけど、まずそういう経緯があって、これに、お付き合いじゃないんですけど、すぐに導入できる。しかも経費がかからない。今あるホームページのところにメニューを入れるだけなんで、そんなにコストがかからないということで、まずできる利便性の向上ということで、これを1本入れています。

それからDX戦略に記載されていますように、ぴったりサービス、ポータルサイトにつきましては、アウトリーチ型で千代田区型で、しかも先ほどご指摘がありました、申請を受けて、それを業務の中で職員が紙を打ち出して手作業をするのではなくて、そのままデジタル処理をして、処理した結果をお返しするというのが理想です。せっかく導入するんでしたら、そこまでやるとスピード感もあるし、職員の負担軽減にもなるということに加えて、対象年齢、対象家族構成に向けて必要なサービスをプッシュ型で提供ができると。先ほどご質問がありました保護者の相談についても、チャット機能等でやり取りができるという総合的なポータルサイトを構築するのが今の区の方針です。

ただ、このポータルサイトができたからといって、ぴったりサービスを廃止するかというと、これは国のシステムなので、これは残ります。ですので、イメージとしては、手順が二つの画面からできると。これは区のほうとしてもどういうふうに整理をするかというのは今課題になっていますけども、メインのポータルサイトができるまでは、手順の申請だけですが、ぴったりサービスだけを使ってもらうという現在の方向です。区のポー

タルサイトができたときには、当然にこのぴったりサービスにアクセスしても申請はできますが、そのときは、処理に時間がかかりますですとか、ポータルサイトのほうをリンクを張って誘導するとかということは今考えています。ただ、利便性としましては、電話と郵送がありますとおり、ぴったりサービスからの入り口、それから区の独自ポータルからの入り口というところで、利便性の向上という観点で二つつくる、今のところ予定です。

国のほうは、先ほど申し上げましたが、経費的には既存のシステムがありますので、そこにメニュー追加の作業ですので、コスト的にはそんなにかからないというような状況でございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 最後、判断するのは、IT課長中心になるのか、誰か。

○亀割子ども部長 その辺りの判断と手続も、先ほど担当課長が申し上げました、子育てサービスを、お母さんたち働きながらスマホを持ったりというところが一番リアルにニーズが高いので、そこから入れて、行く行くは区の手続を全て入れていくというところの音頭を取って調整しているのが、今、デジタル戦略担当の部署で、それが一昨年から新設されたポストで、主にその手続関係の調整をして、どのメニューをどのように提供するかということ、そこを中心に考えています。

○林委員 分かりました。

○たかざわ委員長 どうぞ。よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（１）「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について、質疑を終了いたします。

続きまして、（２）番、園内業務支援システムに係るプロポーザルの内定者選定結果等について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 園内業務支援システムに係るプロポーザルの内定者の選定結果が今回出ましたので、こちらにご報告させていただきます。

こちらの業務内容でございます。１番目、（１）概要でございますが、区立保育園の４園・子ども園２園・幼稚園６園におきまして、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や単純作業の省力化などを図りまして、より保育業務に専念できる環境を構築するため、園内業務支援システムを構築いたしまして、その保守運用業務を行うものでございます。

期間といたしましては、契約締結日の翌日から令和５年３月３１日まで。こちらは令和９年１２月３１日まで継続して契約を締結できるものでございます。

内定者の氏名でございますが、日本ソフト開発株式会社、代表取締役社長は蒲生仙治様。現在、こちらの本社でございますが、滋賀県のほうにございます。

審査委員、こちらはプロポーザルをされたときの委員の構成でございます。教育委員会事務局子ども部長、子ども総務課長、子ども支援課長、政策経営部IT推進課長、区立保育園長会代表、区立幼稚園長会代表、それから学識経験者、以上でございます。

今後のスケジュールでございますが、令和４年９月中に契約をいたしまして、１０月から設計と構築に入りたいと考えてございます。令和５年１月から運用開始、こちら試行と

してできるような形を取りまして、令和5年4月に本格運用を現在のところ計画してございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。委員からの質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 これ、まず、これを導入する大きな理由というのをお聞かせいただけますか。

○湯浅子ども支援課長 今、区民の声などでも、連絡帳などが紙ベースじゃなくてシステム化できないかですとか、入退園につきましても自動でできないかなど、私立園ですとかほかの状況も現在システム化がかなり入っているような状況もございます。こういったニーズなども捉えまして、先ほどご説明もいたしました、単純作業の省力化、事務軽減ですね、こういった狙いもございまして、今回導入をしたものでございます。

○牛尾副委員長 職員の事務負担軽減というのは必要だと思いますけども、この「単純作業の省力化」のこの「単純作業」というのは、どこまでのことを言っているのか、お聞かせいただけますか。

○湯浅子ども支援課長 現在システム化されているものがほとんどありませんので、そういった意味ではほとんどが単純作業になろうかと思いますが、システム化できるもの、できないものがございますので、大きくできるだろうと見込んでいるところと、できるところ、こういったところをご説明させていただきますと、まず登降園管理でございます。現在、毎日、出欠状況等、登降園時間を出欠簿で、こちら手書きしています。これが導入されますと、ICカードで打刻することによって、毎日システムで管理することができます。また、こういう登園時間の関係も集計いたしますと、毎月手書きで、もちろんパソコンを使ってやるということは可能ですけれども、そういったことで集計しているところも、自動で出欠簿、こちらがエクセルで出力されるなど、こういったところが簡略されるというところがございます。

それからスポット延長保育ですとか預かり保育料、こういったところも、納付書を作成いたしまして、払込み、それからスポット延長保育料の券を発行して、こういった作業がございますけれども、こういったものにつきましても自動で集計するようなことが可能になるというようなことで、あとは連絡帳ですとか園児の健康管理、体温の記録ですね、こういったことも将来的にはできるようになるというようなところで現在考えをまとめてございます。

○牛尾副委員長 確かに民間園、私も子どもを通わせたことがありますけど、最初にカードを持ってピッとやったらば門が開くし、そこでもう登園時間も記録されると。区立園でもそれをやっていこうということだと思んですが、そうですね、まずこれを導入することによって、職員の方々への、例えばタブレットを持つんでしょう。それを覚えなければいけないとか、そうした負担の面というのは区は考えていますか。

○湯浅子ども支援課長 牛尾副委員長おっしゃるとおり、やはり慣れないとなかなか間違いなども起きますし、作業も効率化できないようなところもございますので、そのために先ほど、まず1月から運用を試行として開始いたしまして、いろいろとシステムに慣れていただいて、こちらスモールスタートで少しずつ進めていくところでもありますけれども、職員の皆様にも利便性を確認していただいて、もっとこういうことが使えるんじゃないか

ということがあれば、その要望やニーズに応じてどんどん拡充していきたいと考えてございます。

○牛尾副委員長 まあ、こういうのを導入して職員の事務負担軽減をしていくというのは、別に全然否定はしないし、やるべきだと思うんですけども、ただ、一つ心配というかな、不安があるのは、例えば登園時にカードでピッとやって、もう入りましたと。登園時間が記録されますと。それはそれで大事、大事というかな、事務負担軽減になるでしょう。ただ、今、区立保育園とかで園長先生や主任の先生方って、あ、〇〇ちゃん came というところで、この書き取り、時間の書き取りもするんですけども、まず、その負担は減るかもしれませんが、そこで例えばこの子たちが先生と挨拶するわけですよ。そのときに園長先生や主任の先生がその子を見て、顔色はどうかというのを、そういうのもチェックする機会にもなるわけですよ。そういったこの子どもたちと向き合う姿勢というかな、このタブレットだけ見て子どもたちに目が向かないとなると、よろしくないかなと思うんですけども、もちろん事務負担の軽減というのは大事なだけけれども、こればかりに先生が向かって、子どもたちに顔が向かないというふうにならないように、そこはちょっと注意して取り組んでいただきたいと思いますので、だから、子どもと接する時間というのは、これを導入することによってその時間が増えたというふうな方向にしていきたいと思いますが、そこはいかがですか。

○湯浅子ども支援課長 まず、作業をしているから逆にコミュニケーションが取れないとか、そういう声はよく頂いたりします。ですので、その作業がなくなればもちろん会話はさらにできると思いますし、作業がないからお出迎えやご挨拶がなくなるかといえば、そういったことは今のところないというように考えてございますので、ご安心いただければと思います。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（２）園内業務支援システムに係るプロポーザルの内定者選定結果等について、質疑を終了いたします。

次に、（３）ベビーシッター利用支援事業等の執行状況について、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 では、資料の3を用いましてご説明させていただきます。今回、新型コロナウイルス感染症による影響等を背景にいたしまして、一部の事業の利用が想定以上に増えておりまして、以下の事業につきましては、今後も必要とする方が安心して利用できるように、補正予算等の対応を検討しているところでございます。今回はその事前のご説明、ご報告でございます。

まずは1番目、ベビーシッター利用支援事業でございます。こちらの令和4年度の当初予算額は485万円でございます。

まず事業内容をご説明いたします。まず目的ですけれども、冠婚葬祭ですとか急なご病気ですとか、そういった日常生活上の突発的な事情、また社会参加等によりまして、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者の方が、その派遣を利用する場合の利

用料の一部を助成すると。これによりまして、多様な子育てニーズに対応するということを目的にしております。

対象となるお子様は区内在住の未就学のお子様でございます。

助成内容は、まず1番目、対象となる費用ですけれども、そのお子さんの保育サービスに係る費用のみとしております。入会金ですとかキャンセル料、交通費等の実費、こういったものは対象外。また保育サービスではないサービス、例えば家事援助、こういったものは対象外となっております。

助成の金額ですけれども、朝の7時から22時、これは1時間当たり2,500円。夜の22時から翌朝7時まで、こちらは1時間当たり3,500円となっております。今回利用できる上限の時間は、単胎児、お一人で生まれたお子様の場合、1人につき144時間。多胎児、双子ですとか三つ子のお子様は1人につき288時間となっております。

こちらの事業スキームなんですけれども、東京都の補助事業、ベビーシッター医療支援事業、こちらを活用する形でやっております。これは都が10分の10補助を出しております。東京都のほうで認定したベビーシッター事業者で、その事業者の雇用するベビーシッター、こちらは一定の研修を受けたですとか要件を満たしたベビーシッター、こちらを利用すること、これが条件となっております、10分の10の補助となっております。

最後、(5)番で、今年度のこれまでの執行状況でございますが、4月から7月までの合計で約274万3,000円というふうになっていまして、もう既に当初予算額の半分以上を超えているような状況でございます。こちら、この事業が昨年12月からスタートいたしまして、まだ実績が見えない中で今年度予算も計上させていただいたというところで、想定以上に利用が多かったということが原因となっております。今後も利用できるように補正予算での対応が必要という状況ですので、検討しているところでございます。

続きまして、裏面、おめくりいただきまして、もう一つ事業がございます。障害児通所給付事業という事業でございます。こちら、当初予算額は9,357万4,000円でございます。

こちら事業内容をまずご説明いたします。まず目的ですけれども、児童福祉法に基づきまして、児童発達支援、こちら就学前のお子様対象のものです。放課後等デイサービス、こちらは就学されたお子様が対象です。こういった事業の身近な地域における障害児通所支援サービスの利用に係る給付を行うことによりまして、障害を持つ子どもを育てる家庭を支援するというものでございます。

対象児童ですけれども、こちら法定の事業ですので、児童福祉法に基づく障害児の方です。

給付内容でございますけれども、まずその下に①から⑤まで対象の事業がございまして、こういったことにつきまして保護者からの相談・申請を受けまして、区が調査・判定を行い、これらのサービス利用に係る給付内容を決定いたします。サービスの提供に要する費用について、区が事業者に支出をし、保護者の方は原則としてその1割負担となっております。ただし、所得額に応じまして、月ごとの負担上限額というのが設定されておまして、一定の負担軽減措置があります。

こちらの事業スキームですけれども、先ほど申し上げました児童福祉法に基づく給付となっておりまして、国が半分で残り半分を都道府県と区市町村で折半なので、区の負担は4

分の1となっています。

こちらの事業の今年度の執行状況、4月から6月まで約3,384万1,000円という  
ことで、これも想定しております今年度の予算額よりも、想定のパースよりも高くなって  
いるという状況で、昨年度のこの同じ時期と比べて多い状況となっております。このまま  
いくと予算が足りなくなるというところで、補正予算での対応を検討しております。

ご説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。本件は第3回定例会の提出予定案件である補正予算に係る  
ものということでございます。概括的な質疑があればお受けいたしますが。

よろしいですか。

林委員。

○林委員 予算の金額は、補正の云々には触れませんが、組み立て方について確認したいん  
ですけれども、最初のベビーシッターのところは4か月で56%執行してしまっただと。確  
かに去年12月からの、補正予算でやったんですけど、積み上げ根拠というのはどんなも  
のだったんでしょうか。いや、コロナに影響を受けといたって、令和4年度予算も、ウ  
ィズコロナ、アフターコロナに向けたと大々的に銘打ってやっていると。千代田区ってお  
金があるから、執行率が八十数%なんですよ。都では考えられないですよ、精査をかけ  
るから、もっと。そんなところでどうしてこんな予算の組立てになったのか、原因分析と  
いうのはされているんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まず令和4年度予算につきましては、そこは、申し  
訳ありません、実績がなかったため、そこはもう、何というんですかね、決めの数字とい  
うことで485万円、対象の人数ですとか、大体このぐらい利用するのではないかと  
いうところで積み上げたというところでございます。

今回足りなくなっている原因ということですが、一つには、何というんですか、  
結構、今、昨年度利用者の方を見ますと、上限いっぱい144時間、これを利用している  
方が、10名まではいかないんですけれども、それなりの人数いらっしゃるということ  
で、区内でも、我々が思っていたよりも利用される、何というんですかね、利用される度  
合いというんでしょうか、そういったものが高かったということが一つあります。あと  
我々としても、いろいろと周知、これを取り組んでまいりまして、それもあってか、恐ら  
く人数的にもかなりの人数、また口コミですとかそういったところでも広まったのかなと  
も思いますけれども、そこは想定を超えてしまったというところでございます。

○林委員 令和3年度には事業はされていないけれども、途中のところからは一部やった。  
要は積み上げ根拠は何人を想定されてやったのか。で、時間数も含めてですよ。掛け算  
ですよ。144時間掛ける何人想定で1年間やったのにこんな形だったというのを一つ  
確認したいのと、もう一つが子ども部として予算要求をかけたけれども、財政課が予算査  
定で、もうそんな金額要らないでしょうと止めたのか、子ども部自身が過小評価して予算  
の要求を出したのか。そこを確認して、この場で確認しないと、多分予算のとき、これ、  
スルーしているんだよね。あんまりね。分科会でもやっていないところなんで、予算委員  
会とか決算委員会で言うと、もう大恥をかいちゃうんで、このメンバーが。何をやって  
いたのとなってしまうんで、そこの積み上げ根拠だけ確認を。いいですか。大丈夫ですか。  
いいですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 すみません。ちょっと今手元に、ごめんなさい、昨年度の出したときの何人何時間というのは、ちょっと今、私、控えていなくて——あ、ごめんなさい。すみません。（発言する者あり）で、すみません、予算計上時は、ですから、実績がないので、そこはちょっと、すみません、そのときにこの485万円というのを何人でというところの計算式ですね、その辺ちょっと今そこが、私、手元にないので申し上げられないんですけども、そこは我々の出した数字ということで、何というんでしょうか、財政課のほうに止められたとか減らされたとか、そういうことはないというふうに聞いております。

以上です。

○林委員 要は見積りというか見込みが大外れしてしまったというのが原因なんですかね。何が、要は期中で予算が足りなくなるというのは千代田区で普通考えられないんですよ。もう少し上積みをかけて、執行率が低くて決算のときは何でこんなに執行率が低いんだというはあるけども、よその地方のところみたいに、何で足りなくなったんだというのはほとんどないですよ。これ、やってしまったというのは大きな事案なんですよ、千代田にとってみると。期中で予算がショートしちゃうというのは。予算額が。この原因分析を何なのかなというのをこの場で確認しないと、予算へ行ったときに、ちょっと格好がつかないんで。分かりますかね。何でこんなになっちゃったんだろう。低い金額に。

これ、だって、1,000万だって1,500万だって、多分予算は通ってしまったと思うんですよ。あ、ベビーシッター、いいことじゃないかと。みんな困っているよねという形で。なので、どうして予算のほうにこんなに低い見積りで当初予算になってしまったのかということ、担当、自分の前だと言われりゃそれまでなんですけれども、組織として今後こういうことがないような形にするには、何が必要なんだろうかなと思うんです。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今年度の予算の見積りに関しては、そこは、すみません、我々の見積りが少なかった。そこは見誤ってしまったということに尽きるかと存じます。なので、想定以上に区内にニーズがあったというところであるというふうに認識しております。

○たかざわ委員長 見込みがちょっと甘かったということですよ。

林委員。

○林委員 いや、そこは別に、責めるんじゃないんですよ。利用ニーズに沿って予算立てするというのは必要なんですけれども、千代田区はお金があるところなので、別に少ない金額を予算立てをするよりも、ちょっと多めにどこのところもかけているんじゃないのかなと思うぐらいなんです。これが子どものこのベビーシッターに関しては、低く、低い予算になってしまった。これは反省しているというよりも、原因が何だったのかなというのがあります。

一つが、ここへ入っちゃうと、もしかしたら補正にかかっちゃうかもしれない。東京都の10分の10の補助があるからというのがあるのか。で、この補正になってきたら東京都の10分の10、そのまま頂ける形のスキームになっているのかとか、何かこう、あるんではないかなと推察、勝手に思い込みなんですけれども、単純にヒューマンエラーみたいな形でショートする金額を予算立てしたというんだったら、ああ、じゃあ、今度は気をつけていっぱい予算の見積りを出して、財政課と一生懸命やって、どうせ査定はノースル

ーなんでしょうから、行くよねとか。何かないと、ほんと示しが、変な形に、あしき前例にならないように、お答えを。

○吉田児童・家庭支援センター所長 原因につきましては、すみません、同じお答えとなってしまうのですが、我々がニーズを過小に見てしまった。これほどあるとは思わなかったというところの見誤りということになろうかと思えます。その上で、そう少なく見積もった背景として、じゃあ、例えば都が10分の10出すから、補正で組んでもそれは10分の10頂けるんですけども、それがあからというわけではないというふうに認識しております。我々の見込みのところの問題だったと存じます。

今回補正を組むに当たっては、財政課さんのほうとも話していますけれども、何というんですかね、あそこ、必要な金額、今度は足りなくなるといふことで、きちんと見積もるよといふことで今やっているところでございます。

以上です。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 すみません。若干補足させていただきますと、こういうことが起こった要因としまして、違う説明の仕方をさせていただきますと、予算編成の時期って、大体前の年の年末ぐらいには数字を固めますと。で、新規事業の対象利用人数の見込みというのは本当に難しい話でございます、特に千代田の場合はあい・ぼーとはじめ様々なベビーシッターに代わるような事業がいっぱいあります。ですので、そこで、このぐらいだろうといふことでスタート地点で見積もりました。ただ、そこから補正予算の計上で3か月間実施した実績を見ると、もうその時点で相当利用が多かった。これはひとえにコロナのいう要因もあったんだろうといふことで、計上のタイミングとやりながらの実績という確認のタイムラグだと考えています。この直近の昨年度までの実績の件数を見ますと、このペースで行くと今年度不足が見込まれるといふことでの今回のご報告ということになります。

○林委員 タイムラグがあったけど、8月、9月だか、今ぐらいですよ。来年度予算の原案のほうを内部で固めていくと。そのときは全く想定もしていないけれども、後追いで入ってきたと。よく区議会のほうで予算要望を年末にやるんですけど、そういうのにも入っていなかったから、全然増額もかからなかったという形。

これはコロナの影響なんですかね。それとも千代田区民の未就学児の保護者の家庭環境、要はベビーシッターを入れて保育をしたい、在宅ワークも含めて、いろんなの。何なんだと。コロナがもし原因だとすると一過性の問題になって、収まればこの補助体制というのは東京都に特にお願いしなくてもよくなりますし、特殊需要で、千代田区の子育て環境で、ベビーシッターがコロナがなくても必要なんだといふのは、これ、コロナの感染者数によって、要は利用月によって変化が著しいのか、それとも平準化しているのか。どういふふうに分析されておられるんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 コロナの影響という部分ですけども、今回、私どものほうでこのベビーシッター利用支援事業の申請を受け付けるに当たりまして、どういったようなご事情があるかといふところは、すみません、あまり詳しく聞かないような、そういった形になっております。要は何か理由があつてといふことであれば、これは申請できますので、理由は問わないといふことになるので。

ただ、いろいろ話を聞いていますと、もともと何かあったときにご親族の方とかに子どもを見てもらっていた方が、ちょっとこういうコロナの状況なんで、ちょっとそこが頼みにくいので、この事業を利用したいというふうなお声も聞こえたところでございます。なので、そういったところで我々としてはこの事業の利用が進んでいるのかなと。それが、もともと千代田区の方も、ベビーシッターを利用される方もそこはいたんだと思うんですけども、そのプラス、押し上げ要因になっているのかなというふうに認識をしております。

○林委員 そうすると、コロナの影響もあるというものの、よく分からないと。1年、今年、令和4年全て終わってみて、コロナの発症者というか感染者数の増減と利用の実態とこのを見極めた上でないと、なかなか関連性は分からないんですかね。

要は来年度予算にどれくらいこのベビーシッターの事業が予算として反映されるかというところが大事になってくると思うんです。同じ失敗を僕らは何度もしても間抜けなんで、2,000万なら2,000万とか、人が増えてきたら、いや、そんな要らないよとか、ある程度の見極めというのはどうされているんですか。あんまり入っちゃうと、補正と来年度予算になってしまうんですけども、原因分析というところでいけば、どんなふうに考えられるのかなというのが。

○吉田児童・家庭支援センター所長 来年度予算につきましては、まだ、すみません、要求作業もこれから詰めていくので、具体的にということでありますけれども、足りなくならないように必要な予算は要求していきたいと思っております。

あと原因分析というところでいくと、確かに1年間通してみても、コロナの感染状況とかと照らし合わせてというところがトータルで見れば必要なのかなとは思いますが、今年度、今やっている中で、そこからこれまでの実績を踏まえて、足りなくないということと額自体は見えていきたいと思っております。

一つ、この何というんですかね、利用の申請をされるタイミングというのは個々のご家庭次第というところになりますので、実際に利用した時期と実際にこの申請を、補助金の申請をする時期というのは、極端なことを言ってしまうと、1年間利用して最後年度末にまとめて申請される方もいるので、なかなかそこは全部を全部把握するのは難しい場合もあるので、先ほど申し上げた今分かる範囲のところから、足りなくないということと額は見積もっていききたいと思っております。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 1個だけ、確認です。確認だけさせてください。これ、執行が思ったより増えちゃったと。で、また補正をつけると。これ、さらに要望が多くて、利用者が増えて、また予算が足りなくなりましたということで、例えばチャレンジ・チェンジの場合は早く打ち切ったじゃないですか。そういうことはないですよ。打ち切る、打ち切ったり、上限が減らされたりとかということはないですよ。

○吉田児童・家庭支援センター所長 もとより今回このベビーシッター利用支援事業、これが皆様に安心して使っていただけるように、予算が足りなくないということとやっています。なので、ご指摘のようなことは起こらせないということと対応していこうと

考えております。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですね。

小野委員。

○小野委員 ちょっと1点だけです。まだ分からないこともたくさんあるということだったんですけども、よく活用をされている保護者から聞くとところによると、従来の保育サービスよりも、この都の事業のほうが金銭的な負担が非常に少ないので、そちらに乗り換えているという方も意外といらっしゃるのかなというふうに感じています。ですので、単純にコロナで増えたとか、使い勝手が、使う人たちが増えたというよりも、従来のものを手放してこっちに移行しているだとか、いろんな兼ね合いがあると思いますので、ちょっとその辺りのところも含めて、総合的にいろんなご判断をしていただきたいなと思っておりますけれども、その辺についてもこれから精査をされるご予定でしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今ご指摘いただきました。私どもも利用者の方からそういったお声を頂くことがございます。事業者によってこのベビーシッターの派遣費用は様々ですけども、この2,500円というところでもかなり負担が軽減されるということで、もっと使いたいんだとか、そういったようなお声も頂いておりますので、そういったところもちゃんと確認しながら今後取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○小野委員 お願いいたします。そうなってくると、これまで区のほうで、区の保育サービスで使っていたものを使わない人たちが増えてきたときに、その辺の予算がどんなふうに変っていくのかということところはちょっと気になるころなんですけれども、おっしゃったように既にもうマックスの時間を使っている方もいて、かつプラスアルファの活用の仕方というところを要望される方々もいらっしゃるようにお見受けしていますので、ぜひ、今回初年度ですけども、せっかく活用できるいいサービスだと思いますので、次年度以降も安心して皆さんが使えるようにしていただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょう。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まだ初年度といたしますか、当初予算を組んで初年度というところなので、実績を見ながら、ご指摘のようなども踏まえて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですね。

それでは、（3）ベビーシッター利用支援事業等の執行状況について、質疑を終了いたします。

次に、（4）警視庁との協定締結について（児童虐待対応にかかる情報共有）、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 では、資料の4に沿いましてご説明させていただきます。今回は警視庁さんと協定を締結いたしまして、児童虐待対応に係る情報共有、これを目的としております。

資料の1番のところでございますけれども、警察署におきまして、虐待事案に関する情報を我々区と警察署とで共有することで、夜間や休日に警察へ通報があった場合、より迅

速かつ的確な対応が可能となるということがありますので、そこをもって虐待の未然防止や早期対応を図るということを目的とした協定でございます。

その協定の内容、こちらは2番のところでございますけれども、大きく三つありまして、まず（1）でございますが、まず児童・家庭支援センターから警視庁に児童虐待事案に関する情報提供を行うというものでございます。まず①としまして、緊急対応が必要な事案もございまして、これについてはその都度我々から管轄の警察署に連絡をするという形で情報提供いたします。これは現在も行っている運用でございます。続きまして、②番のところですね。今度は緊急対応が必要とまではいかないんですけども、区のほうで受理しました虐待事案、こちらにつきましては、月に1回定期的に電子メールで警視庁のほうに情報提供するというものでございます。

（2）番、その後の対応ですけれども、警視庁及び各警察署における対応ということで、まず①番、区から提供した情報は、警視庁から各警察署、管内でいけば4警察署に共有をしていただくということでございます。続きまして、②番、各警察署におきましては、提供された情報に基づいて何らかし対応したものがあれば、私ども児童・家庭支援センターにその状況を報告していただくということになっております。

（3）番、これは情報共有とはまた少し違うんですけども、普及啓発でありますとか児童虐待防止に向けた取組、こちらは区と警視庁、警察署とで協力して行っていくというものでございます。

この協定に基づくこの運用を行うことによりまして、冒頭申し上げました目的のところ、これを達成することによりまして、どんな効果があるかということですけど、夜間、休日、我々児童・家庭支援センターが閉庁しておりますので、何かもしあったときに通報が行くのは警察署ということになるかと思っております。そのときに警察署のほうで、もしこのもともと虐待事案ということで何か継続している状況のご家庭があれば、その情報をあらかじめ知っておくことによりまして、迅速、的確な対応ができるということが見込まれます。

続きまして、3番のセキュリティの確保についてというところでございますけれども、もとよりこの個人情報ということで、情報漏えいが起こらないように管理を徹底することが必要でございます。ですので、児童・家庭支援センターから警視庁にこの電子メールで送信する情報につきましては、L GWANという行政専用の回線を使うこと。また、警視庁から各警察署に情報を共有するときは、警察内部の専用のネットワークを使うこと。また、パスワード設定であるとか、一連の作業の中においても情報漏洩が起こらないように管理を徹底いたします。

4番、こちらの根拠法令となりますのは児童福祉法第25条の2ということで、こちらの要保護児童対策地域協議会という地域の情報共有ができるネットワークの規定がございます。この中に千代田区、警視庁、警察署も入っておりますので、法的にそこは担保されていると。あと②番ということで、厚生労働省のほうで定めております市町村子ども家庭支援指針ということで、子育て家庭に対する相談対応のガイドラインのようなものがございます。この中にも、虐待事案については区市町村と警察のほうで情報共有を図るということがうたわれております。

以上のこちらの協定につきましては、なるべく早く区としても運用を開始したいという

ことから、取組を進めてまいりまして、8月30日に締結をしたところでございます。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑はございますか。

○牛尾副委員長 まず、この協定を結ぶ前も、この児童虐待のことについては警察と協力はしていたんですね。そこはいかがですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 おっしゃりますとおり、この協定の前からも、児童虐待などの対応につきましては適宜我々と警察署のほうでも連携して対応してきました。

○牛尾副委員長 協定を結んだ後のこの内容、この違い、違うところはどこですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 違いとなります部分は、この2番の（1）の②のところでございます。区が受理した虐待事案の情報を、月に1回電子メールで警視庁のほうに情報提供するという部分でございます。

○牛尾副委員長 緊急対応が必要なときはその都度警察署に連絡をしているところは、当然以前からやっていたことでしょう。私も、大きく違うのは区が受理した虐待事案の情報を警察が持つと。で、例えば夜間、休日、何かあった場合、それを見て対応するということでは。つまり、警察のほうで虐待事案の情報をもうあらかじめ持ちちゃうということが大きな違いかなというふうに思うわけですね。

で、この虐待事案というのはどのレベルまで情報提供するのか。そこはいかがですか。全て、虐待事案と思われたものは全部警察署のほうに情報提供するのか。どの辺りまでなんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今回提供いたします虐待事案の対象となりますのは、まず緊急対応が必要なものについては、月に1回ということじゃなくて、その都度ということで、この2番の（1）の①のところに入ってきますので、②番のところに入ってきますのは、それ以外の虐待事案ということで、例えば身体的な虐待であるとか、性的な虐待でありますとか、ネグレクトということで育児放棄に当たる虐待というもの、こういったものが対象になっていきます。その中には、ただし、警察のほうからともともと相談通告があったケースというものの中にはありますので、そういったものはもともと警察のほうで情報を持っているので、そこは対象外ということになっております。

そのほか区が受理した虐待事案ということで、以前に例えば対応して、例えば一時保護とか児童相談所の案件になっていたもので、それが例えば家庭に帰ってくる。そのときにまた区のほうで受け止めるわけなんですけれども、そういったものの中には入ってまいりますので、そういったものを含めて我々が電子メールで情報提供するということになります。

○たかざわ委員長 把握したものは全てということですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 基本的には把握したものは全てということになるかと思えます。

○牛尾副委員長 もちろん児童虐待の防止のために、こういった警視庁、警察署と協力していくというのは非常に大事なことだと思うんですけども、しかし、受理した虐待事案というのを、その家庭が知らないまま警察署に情報が行くわけじゃないですか、結局。で、これまでの協力関係とはちょっと大きな差が起きると。差があるというふうに思うわけですね。で、もう8月31日、ホームページにも出ていましたけれど、警察との協定も済

みましたというのが大きく出ていました。この問題で。これ、委員会か何かで、協定を結びますよなんていう報告はされましたか。ここの委員会。

○吉田児童・家庭支援センター所長 特に今回、この協定を結びますということについて、事前にこの委員会でご報告というのはしていないかと存じます。

○牛尾副委員長 昨年6月だったっけかな。区内警察署との覚書を結びますよということで、これは毎回結んでいますよということで、令和3年度の覚書ということで、ここに新たにDV、虐待対策というのが加わって、これに基づいているのかなと思うんですけども、このときは、ただ紙で覚書を結ぶだけで、特に大きな変更はありませんというような報告を受けたと思うんですけども、今回は、これだけやっぱり警察署に情報が行くと。警察署が情報を持つというのは、かなり大きなことだと思うんですよ。やはり警察に情報が行くということによって、やっぱり不安を持つご家庭もあるでしょう、これは。それを、協定を結びましたという事後報告で示すというのは、どうなのかなというふうなことは思うんですけども、そこはいかがですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの協定につきましては、もとより子どもを虐待から守るという目的でございまして、警察のほうも、何か、じゃあ、通報があったときに、すぐ、じゃあ何か子どもを保護しますとか、確実に対応を取るわけではなくて、未然防止ですとか予防というところは警察のほうも非常に重視しているというふうに伺っておりますので、まずは最初のファーストアプローチというんでしょうか、そこの初動のところでスムーズにご家庭にアプローチできるようにということで、我々もそこに協力するというものでございます。ですので、あまりいたずらに、何というんでしょうか、各ご家庭が不安に感じるような、そういった内容のものではないというふうに考えています。

○牛尾副委員長 違うんです。これは別に、児童虐待のために警察に協力するのは、私は大事だと思っていますからね。非常に大事なことだと。ただ、今回、単に覚書、前回の6月にあったように、区内警察署との覚書も締結ということで、こうしたことを協力していきましようというだけの書面の取り交わしだけじゃなくて、今回、具体的に区の虐待事案の情報というのを警察署に提供するわけじゃないですか。情報を提供するわけですよ。書面で覚書を結びましたというだけじゃなくて、具体的に情報を提供するわけですよ、警察署に。それによって不安に感じるご家庭もあるかもしれないと。そういう問題をここの委員会に報告なしで結んでしまったということについて、どうなのかなと思っているんですけど、いかがですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 すみません。事前にこの委員会のほうでご説明をというところにつきましては、すみません、そこは行っておりませんでしたので、そこは申し訳ありません。ただ、今回の協定につきましては、先ほど申し上げましたように子どもたちを虐待から守るためということで、あと我々も日々相談を受けております、また通告を受けて虐待事案等にも対応しておりますけれども、当該ご家庭とは、しっかりコミュニケーションというんでしょうか、ちゃんと会話、ちゃんと訪問してお話を聞いて、悩みを聞いてといったところを大切にして、要はその先のご不安を抱かれないように、ちゃんと支援していきますよというところで、我々児童・家庭支援センターとしてもしっかり各ご家庭と向き合っていきたいと思っております。その上で、夜間、休日というところで、我々が閉庁してしまってなかなか対応が難しい部分、こういったところで、そこは我々も動けない

ので、その対応力、こういったものを確保する上で、警察署との連携は欠かせないということで、今回の協定の締結に至ったところでございます。ご理解いただけますれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 まだ、やるの。

○牛尾副委員長 まあ、じゃあ、もう、はい。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 まあ、そのことは、やっぱりこういう大きな問題は、ぜひ委員会にもぜひ報告して、一緒になって事を進めてほしいというのは、それはご意見としては言っておきます。

あともう一つ、やっぱり児童虐待の問題については、もちろん起こってから対応するというのもう当然必要なことですが、それ以前の、児童虐待にまでいかないという体制、相談体制なり、孤立している家庭の把握なり見守りなり、そうした対応というのはこれをやったから児童虐待が減るというわけじゃないと思うから、児童虐待になる以前の支援というのは、ぜひ、力を入れていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今ご指摘のありました虐待に至らないようにというところで、そこはまさしく子育て支援というのが重要でございます。もとより我々子育て支援の施策、様々サービスを行っております、児童・家庭支援センターでも、まず何かそういったお困りのご家庭、あるいはそういった支援につなげるということを大事にしております、いきなり、じゃあ、警察にということはありませんので、まず支援からということでやっております。また、警察さんのほうも、いきなり何か強硬的な対応というのではなくて、まずは何か未然防止、早期発見というところでアプローチしていくところは大事にされていると聞いておりますので、今後とも協力してやっていきたいというふうに考えております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

それでは、（４）警視庁との協定締結について、質疑を終了いたします。

次に、（５）番、四番町保育園・児童館仮施設について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 それでは、四番町保育園・児童館の仮施設につきまして、教育委員会資料５に基づきご報告させていただきます。

１番、概要についてでございます。現在、（仮称）四番町公共施設整備に伴いまして、平成２８年１１月から民間の土地を借り受け、四番町保育園及び四番町児童館の仮施設を設置しているところでございますが、その土地の契約期間は令和５年３月末日で満了いたします。一方、施設整備におきましては、工事期間が延伸しまして、竣工予定は令和８年となっているところでございます。こうしたことから、令和５年４月以降も保育園、児童館及び学童クラブを継続していくため、これまで、区有地および民間物件など、代替施設となる箇所を探し検討を重ねるとともに、現在借り受けております土地の借受期間延長の申し入れと協議を重ねてまいりました。今般、現在の仮施設を設置している土地の貸借期間が延長できる見通しが立ったことから、今後手続きを進めていくこととなりましたため、ご報告申し上げます。

２番の土地でございます。現在借り受けている土地についてでございます。所在地は四

番町5番8、面積約1,400平方メートル、位置や配置につきましては裏面に掲載させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

3番、貸借の契約についてでございます。（1）番、契約の種類は使用貸借、これは期間の延長というものでございます。（2）番、延長の期間ですが、令和5年4月1日から令和9年9月末まで。現在の貸借の期間は平成28年11月から令和5年、当時平成35年とさせていただいておりましたが、平成35年3月末となっておりますが、この期限を令和9年9月末まで延長するものでございます。方法につきましては、原契約、現在の契約に関する書面の取り交わし。こちらは、現在ございます契約につきまして、例えば覚書などの書面をもって期限を延長する方式を検討しているものでございます。

4番、今後のスケジュール（予定）等でございます。まず（1）番、土地貸借契約関係につきましてですが、令和4年8月22日、先日でございますが、首脳会議にて、本件使用貸借にて延長の見通しとなったことを報告してございます。また、本日、9月1日ですが、こちら当地域文教委員会にて、こちらを報告させていただき、9月中に土地使用貸借期間の延長に関する書面の取り交わしを進めたいと思っております。

また、（2）番といたしまして、現在の建物の賃貸借関係でございますが、令和4年9月以降に関しまして、建物賃貸借再リース契約の協議を始めたいと考えております。ただし、土地使用貸借の延長が決定してからということとなります。令和5年4月1日に建物賃貸借の再リース契約を締結したいというところでございます。また、同時に、建物・設備の点検ですとか、劣化箇所の補修を行うことを想定してございます。

（3）番、入園等の案内関係でございますが、先月辺りから、令和4年8月頃から、来年度の保育園・こども園入園案内の校正等々に入っております。こちらは、11月頃から受付開始と聞いてございます。もう一つ、学童クラブの入会案内についても、12月頃からの受付開始に向けて、現在、その編集作業などを始めているというふうに聞いておりますので、こちらと連携を図ってまいりたいと考えております。

このような今後のスケジュールを予定してございます。

なお、今、仮施設の貸借に関する今後のスケジュールについて、お伝えいたしましたが、（仮称）四番町公共施設本体のスケジュールにつきましては、先ほどご案内さしあげましたように、令和8年8月中の竣工に向けまして、現在、北棟、北側の棟ですね、については躯体の解体工事、それから、南の棟については、擁壁の解体工事を行っているところでございます。また、南棟なんですけど、9月の中旬から基礎解体工事を予定しているというところでございます。

今後、また解体工事の後に、山留工事ですとか、地下・地上新築工事、外構工事といった流れで進む予定でございます。今後も引き続き周辺地域に十分配慮しながら、工事を進めてまいりたいと考えております。

説明、ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 これは、延長の見通しがつきましたということ、22日の首脳会議で報告された。9月、これから書面取り交わしをしますよということは、相手がお貸ししますと、オーケーになったという認識でよろしいんですか。

○赤海子ども施設課長 おっしゃるとおり、先方との協議の末に、延長をとということでの

合意というんでしょうか、がされていると。されているというか、これから依頼も行っていく予定なんですけども、おっしゃるとおりの状況ということでございます。

○牛尾副委員長 分かればいいんですけど、大体、いつ、向こうのほうが、日テレのほうがいいですよと、要するにおっしゃったのが大体いつ頃なのか、分かりますか。

○赤海子ども施設課長 本当にごく最近のことでございます、8月初旬でした。

○たかざわ委員長 はい。いいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○林委員 幾つかあるんですけども、一つが、さらっとおっしゃられた本園舎のほうですよ。これ、当委員会の所管事務調査の大きな項目になっているんで、進捗状況を、これ、資料にも出てこないというのは、何かばかにされているのか、なめられているのかと思うくらいなんですけど、山留め云々も、令和8年度までの完成のところで、実際、スキームとして、どんな状況になっているんですか。工事しているのは見えるんですけども、一々言わないと出てこないんだとすると、あれ、もう完成しているはず、約束で、年次的にいったらね。近所の方たちには、もういい園舎ができて、広い園庭で保育できますよと。だから、この計画を理解してくださいねと言ったのに、まだ解体なわけですよ。だったら、スケジュールが今この時点ですというのをちょっと示してもらわないと、調査にもならないんですけども、どんな感じになっているんですか。

○赤海子ども施設課長 本体工事のほうの進捗状況などにつきまして、ご指摘いただきました進捗状況など、ご報告、スケジュールなどをお示しできずに、大変申し訳ありませんでした。以後、気をつけたいと、努めてまいりたいと思います。

現在、令和8年8月までの、先ほど口頭でご説明さしあげました山留工事ですとか、地下・地上新築工事、そういったものが予定されているというのは、私ども、把握はしてございますが、具体的にいつ、どの時期にこうだというのが、大変申し訳ありません、今ちょっと手元にございませんで、ご説明がなかなかできない状況なんですけども、現在、先ほど少し触れさせていただいたとおり、8月、9月については、スケジュール表をちょっと手元にございましたもので、ご説明さしあげたものでございます。大変失礼いたしました。

○林委員 仮施設の件なんで、メインはあくまでも本園舎のところなんで、次回のときには、どんな進捗管理なのかというのを、仮園舎の補修のと併せて出していただければと思います。そうしないと、お互いどの時点まで行って、今回、延長、部長が汐留に行かれたのか、番町スタジオなのか分からないですけども、お願いしても、また前任者と一緒で、再延長の話になっても困るんで、地下から何か出てきましたとか、昔、沼だったらしいんで、あそこ、四番町の本園舎のところは、四番町アパートは。まあ、お願いします。そうしないと、ちょっと所管事務調査にもならないんで。

次が、施設について、まずは、本当によかったのかなと。いろいろほかの候補地も探していましたけれども、日本テレビさんにお貸ししていただくと。何度目の借りになるか分からないんですけども、借りばっかり日本テレビさんには千代田区はつくってしまっているという状況なんですけども、気になるのが、劣化箇所の補修を令和5年の4月以降となっているんですけど、現時点で、劣化箇所って、どれくらいあるんですかね。

○赤海子ども施設課長 大変申し訳ありません。現在、ちょっと手元に資料を用意してございませんで、現在の状況をお答えができません。申し訳ありません。

○林委員 そうすると、借りれるのが延長になったと。ちょうど借りれるタイミングで、リースの延長だから補修するというのは、まさしく本当に大人の目線でしかないわけなんですよ。通園している子たちは、本当に一瞬、その場しかないんで、劣化している状態でそのまんま卒園するような状況になってしまうんで、これは、来年度も借りれることになったんで、劣化箇所ぐらい補修してあげる予算立てをしてあげないと、あまりにも理不尽で不条理だと思いますよ。だって、本来だったら、今通っている子たちは、本園舎に行けるはずだったんですよ、区の計画では。行けていないんだから、これを令和5年の4月と言わず、早急に組み立てて、劣化箇所の調査して、委員会にも報告していただいて、そこを補修する。今のプレハブのところを補修する。エアコンの利きが悪かったら直す。壁が壊れていたら、天井が壊れていたら、ちょっと細かいところでも全部総力的に今から集中して、聞き取り調査をして、来年度予算で直すなり、もしくは、補正でも直してあげないと、あまりにも、ちょっと子どもたちにふびんで申し訳ないという気持ちになっていただきたいんですけれども、どうですかね。来年の4月1日以降でないと、直せないもんなんですかね。

○赤海子ども施設課長 ありがとうございます、ご指摘。そうですね。おっしゃるとおり、こういった補修、まずは点検ですとか、そういったことを行った後になるかと思いますが、こういったもの、なるべく早く着手することがよろしいかと思しますので、検討したいと思えます。

○林委員 今日から新学期、幼稚園と学校の子はそうですけども、保育園の子はずっと通園していると。そうすると、保育園なんで、大きな工事というのは、ゴールデンウィークぐらいしかないわけでしょ、年末保育もあって。そこに向けて、毎年、少なくとも、壊れたところ、あるいは、気になるところを直す予算立てをしてあげるのが大人の優しさなんじゃないのかなというのがあるんで、そこは次回以降でお願いします。

次に、部長が頑張られたのか、副区長が頑張られたのか分からないんですけど、借りれることになったと。これはよかったんですけども、この四番町の仮園舎の周りって、今、駐車場が非常に多いんですよ。日本テレビさんがいっぱい土地を買われて。今後、この四番町保育園、今の仮設の辺り、解体とか、あるいは、新たな建築物が建つ、そうすると、当然、工事の車両も来るし、午睡のときもあるし、影響があると思うんですけど。あのまんま駐車場になってもがらならんで、何とか土地の所有者はどこかに、大きなところに貸すとか、信用のあるところに。千代田区にもっと貸してくれるならありがたいけども、民間事業者同士であるのかもしれないんで、その辺の状況把握というのは、子ども部でどのようにされて、現時点でどうなっているのか、お答えください。

○赤海子ども施設課長 もう既に、現在、四番町の仮施設の隣というんでしょうか、以前、旧トラック健保会館という建物がございましたが、それが既に、今、解体工事に向けて進み始めているというところを把握してございます。まず一点目。それと、もう一点が、今、林委員おっしゃった駐車場のほうで、地質調査と測量が入りますというチラシが配付されているということで、私ども、それを入手しているところでございます。これが、その調査によって、こういったものがどう進むというのが、ちょっとまだ私では把握し切れてい

ないところではございますが、今、現況では、その2点を把握しているというところでございます。

○林委員 駐車場の位置も含めてなんですが、区役所、ほんと把握されていないんですかね。地質調査をするということは、当然、借りたいところがどんな建物を建てるのかというのを確認しなくちゃいけないんで、まだ出ていないんですかね。要は、保育所の隣に大きな建物、それも不特定多数の方が出入りするような、例えば、銀行とか、あるいは商業施設だと、周りに多大な影響があるわけなんですよ。保育所の隣なんでね。どんなものになるのかというのを注視されて、聞いてもないんですか、日本テレビさんのほうに、何か建ちそうだとか。いや、何もなかったらいいんですよ、駐車場のまんまだったら。あるいは、番町の庭がもっと広がるとか、森が広がるんだったらいいですけど、何か建築物が仮に建ったら、それは何階建てなんだとか、工事の期間どれぐらいなんだとなってくると、延長しても、保育環境の劣化になるんで、その辺の情報収集というのは、子ども部で精力的に、もしくは、まちづくり部と連動してやっていかないと、いや、これ、「延長できました。よかったでしょ、皆さん」と言われても、いや、もっといい場所あったじゃない。ほかに移転させてもらえばよかったのに、日本テレビさんに、ということになるかもしれないじゃない。新たな建築物が建てれるかもしれない、別の場所に。保育環境をさらによくするために、日々努力していくんでしたら。本当に何も分からない状況なんですか。

○赤海子ども施設課長 委員ご指摘のとおり、測量等々が入っているということは、何がしかやはり建築物というんでしょうか、の前提なのだろうというふうには受け止めているところではございますが、ご指摘のとおり、早急に状況の把握に努めたいと思います。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 いや、全然よくないと思う。

休憩。

○たかざわ委員長 休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時00分再開

○たかざわ委員長 はい。委員会を再開いたします。

では、答弁からお願いいたします。

子ども支援課長。

○湯浅子ども支援課長 いろいろ、今、四番町保育園・児童館周辺で工事等々、計画がされているところではございます。こちらにつきましては、区といたしましても、できる限り情報収集に努めまして、保育園、児童館の運営に支障がない形で、工事などがございましたら、調整の上、こういったところと園運営のほうにご協力をお願いしたいということで、今後とも努めていきたいと思います。

○林委員 どこかに貸すにせよ、当然、千代田区はただだけど、民間企業、借りそうなところというのは対価を払うんですよ、ただで貸せないから、当たり前ですけど。もし、ただで貸したら、株式会社だから、日本テレビさんも株主から訴えられてしまうんで。そうすると、この金額というのは、コストの話ばかりで申し訳ないんだけど、日本テレビさんにトータル、令和9年の9月末まで借りると、総額幾らぐらいご負担というか、ご厚意を頂いた形になるんですかね。

○赤海子ども施設課長 今回、延長させてくださいという交渉の中では、区が想定というんでしょうか、考えられる賃料もお支払いするのでというようなこともお話ししたことがございます。その中で、試算いたしましたのが、ちょっと説明的になってしまいうんですが、路線価ですとか公示価格を基に土地の評価額を推定しまして、年間借地料の算定を行ったものということで、提示をさせていただいております。ちょっと詳細の数字は控えたいと存じますが、おおむね月に800万円台後半ぐらいになろうかなという、区の算定の場合、それぐらいということで、年間で1億数千万円程度になろうかなというふうに算定したところでございます。

○林委員 大きな金額、で、これ掛ける10年スパンのものなんで、大きいんですよ。ここからがあれなんですけど、こういう園舎建て替えて、また四番町も敷地いっぱい建てるわけですから、そのうち、いつか建て替えの時期が来ると。開発って、悪いことじゃないと思うんですよ、再開発というのは。まちを更新していくためにと。じゃあ、千代田区にとって、子どもが今求めているところは何なんだろうかというのを、子ども部のほうで、真面目にほんと考えてもらいたいんですよ、これだけ延長ばかりしているんで。

一つは、遊び場がないって、前言ったけど、ほんとなんですよ。再開発って、千代田のほうでやって、床、ビルの一室、この部分がもらえますとか、建物ありますというんですけど、いや、実は、千代田区って、そんな必要じゃないんじゃないかなと。お金はいっぱいあるから、借りようと思えば、幾らでも建物は借りれると。土地が何とか確保できれば、再開発事業者のところにも、もっといろんなことが言いやすくなるんじゃないのかなと。ないから、土地貸してくださいとか、広場造ってくださいとか、遊び場造ってくださいとなるんで、もし千代田にあれば、遊び場も仮園舎の置場も持っていれば、もっと違うことを事業者に、いや、開発したいのは分かりますと。お互い共存共栄で、こういういいものを造りましょうよというのに、今、仮ばかりになっているのが、子ども施設がこれだけ大変なことになっているのかなと。要は、すごいコストですよ、延長でも。今回の5年延長でも、仮施設でも、保護者の説明でも。もう少し、せっかくいい教訓になっていますし、日本テレビさんのご厚意があるんで、一部でもほんと日本テレビさんに売ってもらえれば、いいです。今後も建て替えなくちゃいけない子ども施設、たくさんあるはずですから、あのエリアにも。

何かそれを見極めていかないと、毎回毎回、スケジュール、延長——九段小学校のときもそうでしたけど、九段小学校の建て替えは、区の昔の九段中学があったから、何とかあったんですけど、もうないところには、一地方公共団体としてのもう職責も果たしてなくなってきていて、開発事業者にもリクエストが言えなくて、お願いしか言えなくなると、これ、寂しいことなんじゃないのかなと思うんですけども。

よかったんですけどもね、延長になって。よかったんですけども、何か総括的にお話があれば、今回の教訓で。何回目か分からないんですけど、前任の部長もおられるし、大変でしたよね。何度も何度も汐留に行かれるのも大変でしょうし。後で聞いたら決まっていたという形になるのかもしれないんですけども、何だったんでしょうかねというのが、まあ、終わっていないんですけど、教訓。

○亀割子ども部長 教訓といいますか、今まさに、今後、四番町だけじゃなくて、多分、

施設の改修時期が来るということと、保育需要に関しても、大分、ニーズが変わってきている状況で、空き定員なんかが出ているというところで、我々のほうも、これまで量だ、量だと、待機児対策、待機児ゼロ対策に努めてまいりましたが、質のほうの転換をと。という中に、当然のことながら、構造的な質の問題として、園舎の環境ですとか園庭ですとか遊具、こういったものが非常に重要だというものは認識してございます。なおかつ、建て替えに当たっても、やはりどこかを無理やりビルの中という、借りるよりも、やっぱり今回の日本テレビのような、こういう場所というのは、とって最適です。今、仮園舎にいらながらも、利用している方々もとても居心地がいいということで、ぜひとも継続をとという声も出ています。こういうのを踏まえると、やはりビルの質というよりは、こういう地面というところの重要性というのを非常に認識しているところです。

また、こればかりは、子ども部だけでは、この部分は確保できないので、ちょっとこれは区全体の課題として、今後、どういうふうに土地を購入するのか、低未利用地を有効活用するのかということを含めて、まさに議論しているところですので、こういった要因を含めながら、今後の展開に向けて、引き続き検討をしてみたいと思います。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（５）四番町保育園・児童館仮施設について、終了いたします。

次に、（６）学校給食費補助金の増額について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、学校給食費補助金の増額につきまして、教育委員会資料６に基づき、ご報告をさせていただきます。

学校給食に係る保護者の負担を軽減するため、学校給食費の一部を区で補助しておりますが、昨今の食材等価格の高騰により、経費の不足が見込まれているため、１食当たりの給食費を増額する必要が生じております。

初めに、１をご覧ください。保護者負担額・補助金額ですが、今年４月から７月の食材価格と実施状況を確認し、今後のさらなる値上げにも対応できるよう、児童・生徒１人１食当たり１５円増額して、増額分を保護者に求めるのではなく、区補助金額を増額し、対応することとさせていただきます。

補助金額につきましては、その下の中段の表をご覧くださいと存じます。当初補助金額予算が２,８６３万２,０００円に対しまして、増額後、補助金が４,１３９万８,０００円となっております。

次に、２の学校別の増額補助金額でございますが、その下段の一覧表のほうをご覧ください。このとおりでございますが、表の一番下でございます。総合計の一番右側に、米印のついた増額補助金額合計１,２７６万円余につきまして、追加の予算措置が必要となります。

最後に、３の追加の予算措置でございますが、第３回定例会で、補正予算の提案をする予定でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○たかざわ委員長 はい。本件も、第3回定例会の提出予定案件である補正予算に関係するものということですので、概括的な質疑ございましたら、お受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（6）学校給食費補助金の増額について、終了いたします。

次に、（7）幼稚園教育職員の定年引上げ及び新たな人事制度の導入について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、幼稚園教育職員の定年引上げ及び新たな人事制度の導入について、教育委員会資料7に基づき、説明をいたします。本件は、第3回定例会で条例改正をお願いする案件の事前の情報提供になります。

それでは、資料をご覧ください。

まずは、1ページ目です。項番1、趣旨ですが、地方公務員法等の改正を踏まえ、区の規定も改正し、幼稚園教育職員の定年年齢が令和5年4月から2年に1歳ずつ、60歳から65歳に段階的に引き上げられることとなります。このことに対応するとともに、管理監督職である園長・副園長の勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制等の新たな人事制度の導入を行うものとなります。

項番2、概要ですが、（1）として、定年の段階的引き上げにつきましては、現行60歳の定年を令和5年度から1歳ずつ2年ごとに段階的に引き上げ、令和13年度で65歳とするものでございます。2年ごとに段階的に引き上げるため、令和5年、7年、9年、11年、13年度に定年となる職員はいないこととなります。

米印の欄に記載の現行60歳の定年退職者が、希望により、65歳まで勤務できる制度である再任用制度は廃止となりますが、経過措置により、暫定再任用制度が残置され、引き続き65歳までの勤務が可能となっております。なお、その際には、給与や休暇等の制度につきましては、現行の再任用制度と同様の扱いとなります。

（2）として、役職定年制の導入につきましては、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために導入するものとなります。原則として、役職定年年齢である60歳に達した園長や副園長の管理監督職員を、年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までに管理職以外の職、主任教諭に異動させるものでございます。

（1）の定年の段階的引き上げ及び（2）の役職定年制の導入を合わせますと、資料項番2、概要の（1）定年の段階的引き上げの表に示したとおり、例えば、令和4年度現在、59歳の管理職は、これまでであれば、令和5年度に60歳を迎え、定年となりますが、定年の段階的引上げにより、令和5年度は定年年齢が61歳となっており、また、経過措置としての暫定再任用制度の活用を希望すれば、令和10年まで管理職以外の職、主任教諭として勤務することが可能となります。

続きまして、資料裏面、2ページをご覧ください。役職定年により、園長から主任教諭に降任した職員の給料月額イメージですが、管理職が役職定年により管理職以外の職、主任教諭として勤務する場合、役職定年調整額を含め、管理職であったときの支給額の7割が支給されることとなります。例えば、先ほど例に挙げました令和5年度に定年を迎える

管理職が園長として4級75号給の43万7,800円の支給を受けていたとするのであれば、令和6年度から主任教諭として勤務する場合は、主任教諭として、2級129号給の7割である28万6,700円の支給となりますが、役職定年調整額である1万9,800円を保障することにより、園長として支給されていた額の7割である30万6,500円の支給を受けることができます。

（3）として、役職定年による降任等の特例につきましては、園長・副園長は、その欠員を容易に補充することができない特別な事情があるもの場合には、最長5年間、引き続き留任、転任することができるとしております。なお、園長及び副園長の職は、特別区人事委員会規則で特定管理監督職群に定められるという予定になっております。

（4）として、60歳に達した職員の給料等につきましては、当分の間、職員の給料月額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

（5）として、定年前再任用短時間勤務制度の導入につきましては、①対象者といたしまして、定年引上げにより、65歳までフルタイム勤務を原則とする一方で、60歳以降の職員の多用な働き方のニーズに対応するために、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるものとしています。②、この任期につきましては、常勤職員の定年退職日に当たる日までとし、③勤務条件は、勤務時間、給与の仕組み等について、現行の再任用制度と同様としています。

（6）といたしまして、情報提供・意思確認制度につきましては、①職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供の義務として、今年度59歳に達する職員に対し、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとしています。②勤務継続の意思確認の努力義務として、今申し上げた情報提供を行った上で、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとしています。

項番の3、改正を予定している条例ですが、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例となります。

項番4、施行予定期日ですが、令和5年4月1日となります。

本件についての説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。本件につきましても、第3回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や、もし資料要求があれば、お受けいたしますが。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（7）幼稚園教育職員の定年引上げ及び新たな人事制度の導入について、終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わり、次に、地域振興部の報告に入ります。

地域振興部（1）ちよだプラットフォームスクウェアの貸付更新について、理事者からの説明を求めます。

○小玉コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

区の財産、ちよだプラットフォームスクウェアにつきましては、公益財団法人まちみらい千代田に対しまして、令和6年3月末までを期限として、現在、貸付けを行っております。その後も、引き続き借り受けしたいとの申し出がございまして、庁内での諸手続き等

を経まして、このたび貸付けることといたしましたので、その報告をさせていただきます。

項番1といたしまして、貸付財産の概要でございます。名称は、ちよだプラットフォームスクウェア。旧中小企業センターでございます。所在地は、千代田区神田錦町三丁目21番地。建物面積といたしまして、5,790.46平米。竣工は昭和56年2月16日でございます。築41年になる建物でございます。貸付面積は、5,711.61平方メートル。防災倉庫を除きます。構造といたしまして、SRC造、地上5階建ての地下2階。財産の種類は、現在、地域振興部の普通財産となっております。

項番2、貸付契約の概要でございます。（1）の貸付先といたしまして、公益財団法人まちみらい千代田。（2）契約期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。期間につきましては、期限前解除が可能な特約条項を付すことといたします。（3）番の貸付料は無償でございます。

項番3といたしまして、財団の主な取組状況でございます。既にご案内のことと存じますが、参考までにご紹介をさせていただきます。大きく取り組んでいる事業といたしましては、三つございます。

まず、（1）の住宅まちづくり事業です。これは、マンション居住支援に係ってくる部分でございます。①の情報収集・発信（マンション総合相談、マンション情報誌）の発行を行っております。②といたしまして、管理・コミュニティ支援（まちづくりアドバイザー派遣、マンション連絡会開催）などを行っております。③といたしまして、建物維持、整備支援。マンション劣化診断等調査費助成、あるいはマンション安全・安心整備助成などを行っております。④といたしまして、防災対策促進支援（マンション防災計画等策定支援、防災用品等準備助成）などを行っております。

続きまして、（2）の産業まちづくりの事業でございます。こちらにも具体的な事業として、三つ、こちらに記載してございます。①といたしまして、中小企業支援（マネジメント・サポートデスク、千代田ビジネス大賞）などを行っております。②といたしまして、起業支援、これはビジネス起業塾を開催しています。③といたしまして、地方との連携です。市町村サテライトオフィス東京を運営していたり、ちよだフードバレーネットワークの連携調整などを行っております。

最後の（3）番、協働まちづくりでございます。①まちづくりの活動支援（千代田まちづくりサポート実施、さくら再生基金の管理）を行っております。続きまして、②番、情報発信と交流ということで、まちみらいニュースの発行であるとか、財団ウェブサイト運用などを行っております。

恐れ入ります。裏面をご覧くださいませでしょうか。項番4といたしまして、根拠条例等ということで、三つの根拠条例を記載してございます。

まず一つ目、貸付期間5年といたしました根拠でございます。こちらが、千代田区公有財産管理規則第28条第1項第8号でございます。こちらは、第28条といたしまして、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づいて、普通財産を貸し付ける場合は、次の各号に掲げる期間を超えることができないとしております。まず、第6号といたしまして、一時使用を目的として建物を貸し付ける場合は1年。第7号といたしまして、借地借家法第38条に規定する期間の定めがある場合の賃貸借により建物を貸し付ける場合は5年。第8号といたしまして、これら前2号を除くほか建物を貸し付ける場合は5年となつてご

ざいます。

続きまして、貸付料無償の根拠でございます。二つございまして、まず一つ目は、千代田区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第4条第1項第2号でございます。第4条といたしまして、普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、または時価よりも低い貸付料で貸し付けることができるとしております。第2号として、前条第2項に掲げる団体、すなわち第3条第2項抜粋ですが、区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、または代行する団体において、同項に定める事務・事業の用に供するとき。

続きまして、三つ目でございますが、公益財団法人まちみらい千代田に対する助成等に関する条例第1条、第2条といたしまして、まず、第1条は、この条例は千代田区が出資する公益財団法人まちみらい千代田に対し、助成その他の援助を行うことにより、区におけるまちづくり、産業振興及びコミュニティの活性化を総合的に推進し、もって区の発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。第2条といたしまして、区は法人に対して、区の財産を使用させ、貸し付け、又は譲渡することができるということで、第2号といたしまして、区は、前項の規定により、財産を使用させ、貸し付け、又は譲渡する場合においては、無償とすることができるということでございます。

以上、報告でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○林委員 これ、たしか従前は10年でしたよね。何で5年になったんですかね。

○小玉コミュニティ総務課長 今おっしゃるとおり、従前は10年ございました。今回、5年といたしました理由といたしましては、大きく三つございまして、まず、建物がこちらにも記載してありますように、築41年となってまいりまして、建物の老朽化がございまして。使っていただいている、入居されている事業者の方からは特に苦情はないんですけども、またそのままの状況で10年間というのは、やや区としても不安があるということがまず1点。それと、外的な環境といたしまして、このエリア、再開発の動きがございまして。そういったところと、あとは、今まで、そんなわけで、1期、2期と10年ずつの20年、インキュベーション施設として、20年間、こちら、ちよだプラットフォームスクウェアをやってまいりました。そこで、また10年、同じような事業スキームで10年というの、ちょっと状況としてどうなのかなと。ここで一旦立ち止まって、これからの新しい事業をさらに検討して行って、改善していく必要もあるんじゃないかという、そういう考えもございました。

そういったことを鑑みまして、先ほどご紹介させていただきました区有財産の管理規則の原則5年ということがございますので、原則に立ち戻って、5年間でやってみようという、そういう判断でございます。

○林委員 築41年ですから、古い建物を5年にしていくというのは、これは自然なことなのかなと。区のほうで、それが決まっているのであれば、特約のような形がない形になれば、分かりやすいですよ。開発の動きがあると。特約条項までついているんで、きっと相当開発の話が進んでいるだろうと推察するんですけども、まちみらい千代田のこの場所というのは、そもそもどんな経緯で区の土地に、区有地になったのかというのが、もしお分かりになれば。

○小玉コミュニティ総務課長 以前、ちよだプラットフォームスクウェアの前は、旧中小

企業センター、その前は産業会館ということでした。その前なんですけれども、ごめんなさい、今現在のまちみらい千代田の理事長とちょっと話したところだと、ここは、以前、神田税務署だったというような話を聞いております。ですので、ちょっとちゃんと調査させていただきたいと思えますけれども、恐らく国有地であったんだろうなと。それで、多分、用地を用途を指定されて、このプラットフォームスクウェアとなったのではないかと。すみません、推測の段階ですので、申し訳ございません。しっかり調査して、また回答させていただきたいと思えます。

○林委員 そうなんですよね、きっと。戦前か、戦後か、神田区のところで何らかが国有地ぐらいしかないんでしょうけど。さっきも日本テレビでもちらっと言ったんですけど、開発自体はほんと悪いことではないと思えますし、神田の路地を集約して広場にするというのも、これは一つの面で、いろんな意見はあるんでしょうけど、僕はいいことだと思っているんですよ。

建物自体のこのプラットフォームスクウェアのまちみらい千代田がこの場所になればならないのかということ、そんなことも実はなくて、ほかのテナントビルでも十二分に機能を発揮できるし、何かスタートアップやるとかということ、アキバに行ってもいいのかもしれないし。なんですけど、やっぱり再開発になってくると、さっきも子ども部長が言ったように、土地、広場とかというのを区のほうで積極的にこういう場面を計画、特約条項までついているんだから、近々にあるんでしょう、きっと。それで、また大きなビルの床を確保しましたと言われても、あんまり、区のほうはお金もあるし、借りるビルもいっぱいあるんで、いいことなんですけど、やっぱりないのが遊び場とか土地なんじゃないのかなと。あるいは、防災的な広場も、これも民間にお願いすることじゃないと思うんですよ。地方公共団体としては、住民には最低でも充足率ある防災の広場とか倉庫とか、これがないと、民間にプラスアルファではいいと思うんだけど。この開発を使って、あ、もう計画が決まっていれば別ですよ。決まっていれば、どんな建物になっちゃうのかって、決まっていれば別ですけども、もし機会があるんだったら、区道を潰した分、あるいは、プラットフォームスクウェアの部分、これぐらいの土地の有効利用の確保の面でというのができるもんだったらいいのになと。

で、ビルはビルで、デベロッパーさんに立派なものを建てていただいて、そこではいろんな話を、こんな施設もいいよねというのを話し合っていけばいいのかなと。ビルにとっても、自分のビルの目の前に公的な広場とか公園があるというのは悪い話じゃないと思うんですよ。森ビルさんとか地所さんとか、一生懸命、自分の敷地内で造っていますけれども、区の土地であれば、税金もかからないし、非常にいいことだと思って、お互いいい形になるんで、もし決まっていなければ、まちづくりのほうで決まっていなければ、少し広場のような形になったり、あるいは移転場所もこの錦町にこだわらずという選択肢もあるのかなと思うんですけど、現時点で、部内ではどういうふう考えられて、先日の首脳会議、5年に決定したときには、上層部の方はどういうふうにおっしゃられているのかというのが、もし、答えられる範囲でお答えください。

○小玉コミュニティ総務課長 実は、私どもといたしましても、現在、神田錦町三丁目南部東地区で再開発の話があるということはまだ聞いている段階でございます、たしか昨年の3月の景観まち特別委員会で、千代田区全体の再開発事業ということで説明があった

段階、それぐらいの情報しか、私、まだ持っておりません。そんなわけで、準備組合がまだ任意で進めている段階なんだろうなというふうに認識しております。

ただいま林委員からございました床を確保とかではなくて、土地を有効活用、公的な広場、公園を増やすというような話も、当然、意見としてあると思います。首脳会議でどのような話があったかということ、お問い合わせですけれども、そちらにつきましては、申し訳ございません。そういった話は出ていなかったかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○林委員 なかなか子ども部とか地域振興部に開発のこんな形でというのは出てこないのかもしれないんですけども、いつももっと早く言ってくださればと言われたりするんで、もう遅いのかも、手遅れなのかもしれないですよ、計画図が固まっているのかもしれないんですけども。土地の形状とか、いびつな形だって、区民の避難広場とか遊び場だったらいいわけですよ。建物を建てるんだったら、整地の四角形がいいんでしょうけれども。駅の出入口から多少遠くても、直結でなくても、ビルにとっては直結で利便性は必要でしょうけれども、公開的な、公開空地は区の土地あるいは広場とか遊び場等々の場所だったら、だって、せっかく区道を潰しちゃうんだったら、それ、建物の一部になるよりも、今まで空間としてあったんで、ウォークブルというのにも確かにありますよ。丸の内を、神田警察通りで、丸の内の仲通りを目指すんだったら別ですけれども、そうでないんだとしたら、デベロッパーがみんな違うわけですから、地所さんが一体的にやる面で開発じゃないんで、個別じゃないんで、少し何か子ども部も関心を持っていただいて、普通財産なんでね、全庁的なものだと思うんですけども、考えていただければと思うんですけども。

ああ、駄目ですか。もう遅い。手遅れですかね。

○たかざわ委員長 分かりますか。

地域振興部長。

○清水地域振興部長 先ほど担当課長がご答弁さしあげたとおり、このエリアの再開発につきましては、私どもとしましては、情報につきましては、先ほど課長がご答弁したとおりの情報しかまだ入手できていないという状況でございます。ただ、その特約条項もつけてということですので、そんな遠い未来まで引っ張るのかどうなのかというところは、確かに私どもとしても、そんなに20年、30年先ということでも、その建物の古さからいっても、ではないんだろうとは、同様に認識をしております。

一方、情報として認識をしておるのが、そのような若干漠としたものでございますので、今後、恐らくご指摘のように、その旧中小企業センター、現在のプラットフォームスクウェアのビルというのは、私どもの土地建物でございますので、再開発の網にかかるといことになりますれば、それはまちづくりの全体調整ということだけではなくて、地権者としての千代田区としての意見をしっかりと申し上げていくと。組合の中に参加をしてということであれば、その意味合いというのは非常に重要になってまいると思いますので、本日、頂戴しましたご意見というものは、全庁的に共有をしまして、地権者としてどう考えるのかという視点も併せて検討してまいるようにしてまいりたいと思っております。

○たかざわ委員長 貸付更新について、質疑はよろしいですね。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、ちよだプラットフォームスクウェアの貸付更新につ

いて、質疑を終了いたします。

次に、（２）番、「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の千代田区のサービス事業等への活用について、理事者からの説明を求めます。

○小川国際平和・男女平等人権課長 それでは、「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の千代田区のサービス事業等への活用について、地域振興部資料２によりご報告いたします。

１番、東京都パートナーシップ宣誓制度の概要ですが、詳細は、別添の東京都総務局の資料にございますが、この資料に要約を記載しておりますので、この資料により概要をご説明いたします。

（１）制度創設の目的ですが、東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例、以下、都の人権尊重条例といたしますけれども、これにおいて、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しております。この理念を踏まえまして、多様な性に関する都民の理解を推進するパートナーシップ関係に係る生活上の不便の解消など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるということで、宣誓制度を創設しております。

（２）番、対象ですが、双方、または、いずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者としております。①番はその二者であるということ宣誓したことということになります。②番、双方が成年に達していること。双方に配偶者がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族の関係にないこと。パートナーシップ関係に基づく養子縁組により、当該関係に該当する場合を除くとされております。③番、双方またはいずれか一方が都内在住、在勤または在学であること。在勤または在学が入っているということが大きな特徴でございます。また、都内在住については、届出の日から３か月以内に都内への転入を予定している場合を含みます。国籍は問わないということになっております。

（３）番、概要ですが、この二者が知事に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓して、必要書類等を届け出ます。知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行します。受理証明書は都民サービス等の利用時に活用するということになります。子どもがいる場合、子どもに関する困り事の軽減にもつなげるということで、特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。

めくっていただきまして、手続きは原則オンラインで完結します。婚姻制度とは別のものとして制度を構築しているということです。

（４）番、受理証明書の活用です。都民向けサービス事業において活用するということで、確定次第、順次周知していくということになっております。米印ですが、法律等により、国が対象者を規定している事業は対象外で、各事業の利用に当たっては、それぞれの個別要件を満たす必要があるということになっております。都職員の福利厚生制度等における活用も検討中ということでございます。都内区市町村との証明書の相互活用等に関し、調整を図るということで、調整の具体的な方向性ですが、区市発行のパートナーシップ証明書も都民向けサービス事業に利用できるよう検討するということになっております。今、都内の区市町村で１０区６市が独自のパートナーシップ制度を導入しているところでござ

います。それも相互活用できるということにしたいということでございます。2番目の点ですが、都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が利用できるよう調整ということで、当区は独自の制度がございませんので、この証明書を活用して、区民向けのサービス事業にも使っていこうということでございます。民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用も働きかけるということになっております。

今後のスケジュールですが、10月11日に届出受付が開始されまして、11月1日から制度運用開始ということになります。

本区の対応ですが、（1）番、この条例とか制度の趣旨を踏まえまして、同じ目的ですが、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるということで、本区のサービス事業への活用を実施いたします。

（2）ですが、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画を令和4年3月に策定したところでございますが、これの基本的考え方に、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」というふうにしております。LGBTsへの施策の中で、「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討」を事業化していたところですが、これと同等の効果を実現する施策として、この証明書等の本区サービス事業等への活用を実施いたします。

（3）ですが、この活用については、都や都内区市町村が対象とするサービス事業等と同様の対応となるよう、努めるとしております。

3番、本区のサービス事業等への受理証明書等の活用と必要な規定改正でございますが、この活用については、国際平和・男女平等人権課が東京都と連携して、調査や協議、調整等を行います。各部においては、この趣旨を踏まえまして、各部の所管サービス事業等への受理証明書等の活用を当課に事前協議の上、決定して、必要に応じて規定改正を行います。

この対象サービス事業の基準（範囲）ですが、区民・事業者等向けのサービス事業・制度・取扱いであって、パートナーシップ関係に係る生活上の不便を軽減できるなど、当事者が暮らしやすい環境づくりにつながるものということで、東京都と同様に、法律等により、国が対象者を規定している事業は対象外で、各サービス事業には、個別要件を満たす必要がございます。

（2）番、活用する受理証明書等ですが、一つ目が、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書です。二つ目が、この制度と同等の制度であると千代田区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度ということで、先ほど相互活用という話をしましたけれども、この都の制度と同等であるというふうに東京都知事が認めるもの、認める他の地方公共団体の制度について、同様に千代田区長が認めるということとしたいと思っております。

4番、広報・周知ですが、この活用するものについて、広報千代田、区ホームページに総括的に当課において掲載します。東京都のホームページ等にも掲載される予定ですので、その連絡調整を行います。また、各所管部は、所管の対象事業等について、必要に応じて個別に広報・周知を行うということにしております。

次のページですが、ホームページの掲載例ですが、まだ決まってはいないところですが、このような形で、制度・サービス名や概要、担当を書くというようなことを想定しており

ます。

5番、今後の予定ですが、8月下旬、区議会常任委員会に報告ということで、8月30日に企画総務委員会にご報告をしております。本日、地域文教委員会にご報告ということです。区議会第3回定例会に、このサービス活用の一環といたしまして、区民住宅条例及び区営住宅条例の改正案を提案する予定です。住宅の使用申込者の資格等に、都制度の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居し、同居しようとする者を対象に加え、配偶者と同様となるような改正をするという目的でございます。その後、この活用する区サービス事業等の規定を改正して、順次決定していきます。その間、10月11日に東京都が届出を受付開始いたしました。10月20日の広報千代田、区ホームページにて、活用するサービス事業等を公表いたします。東京都のホームページでも公表予定です。11月1日から運用開始ということになります。以降、順次、区のサービス事業での受理証明書等活用を公表、実施していくという予定になっております。

次のページ、参考でございますが、これまでのLGBTs施策等に関する経過ですが、平成29年3月に第5次の男女平等推進行動計画を策定しまして、そこで先ほど申し上げた基本的考え方に「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」というのが入っております。その後、平成30年6月、区議会に「同性パートナーシップの公的承認について」という陳情がございまして、7月に区議会全員一致にて、「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会をめざす施策の展開を求める決議」がされております。その後、LGBTs相談等、事業がございまして、令和2から3年度に第6次の男女平等関係の計画を策定作業に入っております。令和3年5月に男女平等推進区民会議から第6次計画に向けた提言として、パートナーシップ制度の導入など、LGBTsへの施策を進めるというのを頂いております。令和4年2月14日に東京都パートナーシップ宣誓制度の素案が公表され、パブリックコメントが開始されました。令和4年2月の区議会第1回定例会の一般質問で、都制度と連携し、本区の区民サービス事業の利用への証明書の活用を具体的に検討し、準備を進めるというふうに答弁しております。令和4年3月に第6次のジェンダー平等推進行動計画を策定いたしました。その中に、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討を入れておったところがございます。令和4年6月に、都議会第2回定例会にて、人権尊重条例及び都営住宅条例等を改正しております。それで、制度創設、公表がされております。6月29日に東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会がございまして、その翌日、東京都総務局人権部長より本制度の活用に関し協力依頼と調査依頼がございました。7月から8月にかけて、庁内調査をいたしまして、各部、今調整をして、規定改正等の準備を進めているというところでございます。

報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○小野委員 説明ありがとうございます。

ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。今後の予定のところ、住宅については、もう既におっしゃったとおりなんですけれども、10月になると、ホームページで受理証明を活用する区のサービス事業などを公表ということが記載されているんですけど、具体的にこういうものを予定しているというのが現段階で決まっていたら、教えていただけ

ますか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 今検討しているところで、まだはっきりとはお答えできないところなんですけれども、今のところ、職員住宅と、あと、事故見舞金などを想定しております。ちょっとそのほかにもあるとは思いますが、今、調整中ということで、その内容につきましては、第3回定例会の2回目の常任委員会あたりになれば、報告できるかと思しますので、そこで報告いたしたいと思っております。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷委員 これは、性的マイノリティの方が対象で、婚姻関係にある人たちは婚姻制度を活用する、もちろんしていると思うんですけど、都や区の制度で、事実婚の状態の方々をサポートするよう——サポートというか、区民サービスを受けられるようになるような制度はないんでしょうかね。（発言する者あり）

○小川国際平和・男女平等人権課長 今のいろんな、何というんでしょうか、制度の規定なんかには、配偶者と書いてあって、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」というような形で、大体の規定がそうなっていますので、事実婚の方は、配偶者と同じような対応が受けられております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（2）「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の千代田区のサービス事業等への活用について、終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わり、日程2、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 執行機関から何かございますでしょうか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 いいですか。すみません。

平和使節団報告会の開催について、口頭でご報告いたします。

平和使節団には、議会からたかざわ委員長、小林やすお委員、また、大串議員にもご参加いただきました。ありがとうございました。

平和使節団の報告会を、9月9日火曜日、午後6時30分から、区役所4階の会議室A・Bで開催いたします。既に各議員にはご案内を議員ポストに配付しているところがございます。当日は、沖縄・鹿児島、広島、長崎の各班、三つの班から報告をするという予定になっております。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○たかざわ委員長 はい。

○小林やすお委員 その件で、ちょっと。

○たかざわ委員長 はい。小林やすお委員。

○小林やすお委員 その件についてなんですが、その報告会が終わりますと、平和使節団の報告書が発行されます。それに当たって、おとし、元年、小野さんが行ったときとかの事務局が撮影した写真についてはカラーなんですが、団員の報告書については一一団員が添付した写真については、全部白黒なんですが、これのカラー化ということはできるのでしょうか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 確かに元年度の報告書では、各、何というんでしょうか、各参加者から報告されている部分がほとんど白黒というふうになっておりましたが、今回は、全部カラーで対応したいというふうに思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小林やすお委員 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、本日は、これをもちまして、閉会といたします。  
お疲れさまでございました。

午後3時57分閉会